[事案 23-45] 転換契約無効確認請求

· 平成 24 年 1 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

転換契約に際し、契約者本人と面接することなく手続が行われ、実際に手続をした配偶者に対しても不利益事実の説明がなかったとして、転換契約の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

申立人は、平成12年8月に、従前加入していた定期付終身保険から更新型積立終身保険 に契約を転換している。しかし、以下のとおりこの転換契約には問題があるので、転換契 約を取消し、転換前の契約に戻すかあるいは転換後の保険料を返還してほしい。

- (1) 転換前契約締結時にも、本契約締結時にも、募集人に会ったことがなく、当該契約は、自分の配偶者が、契約書及び告知書に代筆で署名押印したものである。保険会社は、保険業法違反であるので、転換契約を取り消すべきである。
- (2) 募集人は、配偶者に対して、転換契約であることや、予定利率が下がること等の転換による不利益を告げておらず、保険業法違反であるので、転換契約を取り消すべきである。

<保険会社の主張>

以下のとおり、申立人の主張には理由がなく、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、日ごろから保険契約に関しては、配偶者に一任しており、転換前契約について、配偶者が手続を行っていたことなどから、申立契約の加入についても権限を有していたと思われる。
- (2)募集人は、無面接など一部不適当な行為はあったものの、権限を有する者に対して説明 義務を果たしている。

<裁定の概要>

裁定審査会は、申立人の主張を、配偶者の無権代理(民法 113 条 1 項)および配偶者の錯誤(民法 95 条)による無効を主張しているものと解し、申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人の配偶者、募集人からの事情聴取の内容にもとづいて審理した。審理の結果、裁定審査会は、和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第34条第1項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意を得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 認められる事実

- (1) 平成元年7月に転換前契約に加入した際には、申立人の配偶者が申込書を代筆した。
- (2) 平成 12 年 7 月に、募集人が、申立人の配偶者にパンフレット等を提示して、申立契約への転換についての説明をした。同日、申立人の配偶者は、申立契約の申込書及び告知書を代筆した。このとき、申立人の配偶者が、申立人の健康診断書のコピーを募集人に提出した。同日、申立人の配偶者はもう1件の保険契約についても手続してお

- り、募集人が申立人の配偶者に対して契約内容を説明し、手続を終えるのにかかった 時間は、2 契約で、1 時間弱であった。
- (3)申立契約の申込書に不備があり、平成12年8月、募集人は、申立人の配偶者に、再度、申込書と確認書を交付し、同人に申立人の代筆をしてもらった。
- (4) 募集人は、上記のプロセスにおいて、申立人に面接をすることも、意思の確認をすることもしなかった。

2. 無権代理の主張について

- (1)問題となるのは、申立人が申立契約の締結を配偶者に委任していたか否かという点であるが、申立人及び配偶者の事情聴取時の説明によると、申立人は、少なくとも、申立契約を締結すること及びそれが転換前契約に変更を加えるものであることを了解して、申立人の配偶者に申込書の作成を依頼している事実が認められる。また、申立人は、転換前契約の締結および申立契約と同時に締結した別契約の締結も配偶者に対して委任している事実が認められる。
- (2)上記事実からすれば、申立人は、配偶者に申立契約を締結することを委任していたことが認められ、無権代理の主張は認められない。

3. 配偶者の錯誤の主張について

- (1) 申立人及び配偶者の事情聴取から、申立人の主張する錯誤の内容は、①転換前契約から申立契約に転換することによって、終身保険がなくなり、積立終身保険になることについての認識がなく、終身保険が継続すると誤認した点、②申立契約は、貯蓄性が高い保険であり、年払保険料が転換前契約と同様、全て貯蓄されていくと誤認した点、③転換によって、予定利率が下がらないと誤信していた点だと解される。
- (2) 転換前契約と申立契約は、申立人が錯誤に陥った点以外にも、特約の内容や保障金額にかなりの違いがあり、申立人の上記の点の錯誤が、要素の錯誤といえるか否かについては、疑問がある。
 - また、仮に要素の錯誤であったとしても、パンフレット、確認書、設計書などの 資料とそれに基づく説明によって、申立人の配偶者において、申立人が錯誤を主 張する申立契約の内容を容易に理解することが可能であったと思われる。さらに、 申立人の配偶者は、詳細な記載のある確認書に自署しており、重大な過失が存在 する可能性が高いと思われる。
- (3) 以上より、本件において、転換前契約から申立契約への転換が錯誤により無効で、かつ申立人に重大な過失がないことまでを認定することは困難である。

3. 募集時の問題点

事情聴取の結果からは、募集人が、①申込書作成のときに、申込書のみならず、告知書までも申立人の配偶者に代筆させていること。②申立人の意思を確認する機会があったのに、確認していないこと。③申立人の配偶者は、保障を強化したいと申し出ておらず、む

しろ貯蓄性の高いものを望んでいることを知りつつ、転換を勧めており、説明時間も短い ことが認められる。

本件では、以上の諸事実から、転換内容について、十分な説明がなされていたかの点に ついても、疑問が残る。

【参考】

民法 95条(錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法 113 条 1 項 (無権代理)

代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。